

中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書

令和8年3月の米・イラン衝突を契機とする中東情勢の緊迫化は、石油・石油化学製品のサプライチェーンを広く混乱させ、本県においても建設・塗装・物流・製造・農業など多岐にわたる産業分野で受注停止や着工不能等の深刻な影響が生じている。また、エネルギー価格や物価の高騰は医療・介護をはじめ国民生活全般に及んでおり、特に所得の相対的に低い世帯や高齢世帯ほど深刻な打撃を受けている。

国においては、燃料油の激変緩和措置の実施、電気・ガス料金支援、目詰まり解消への取組、補正予算の編成など各般の対応を進められているが、流通の目詰まりは地域において今なお残存し、事業者自らの責めに帰することのできない不測の事態による経営の窮迫は継続している。中東情勢の帰趨は予断を許さず、資金繰りへの支援及び国民生活の安定を図る措置の継続・拡充が急務である。

よって、国におかれては、次の事項について措置を講じるよう強く求める。

- 1 供給の偏り・流通の目詰まりの解消を引き続き最優先課題として位置づけ、地方の中小・小規模事業者の実態を丁寧に把握するとともに、川中・川下を含むサプライチェーン全体にわたる目詰まりを速やかにかつ確実に解消すること。
- 2 国及び地方公共団体が発注する公共工事・物品調達において、中東情勢を起因とする資材の供給不足や価格高騰により工期・納期に支障が生じている場合は、受注者の責めに帰することのできない事由として、工期の延長、設計変更並びにインフレスライド及び単品スライドを含む価格変動条項の適用を、発注機関が柔軟かつ積極的に運用するよう、国から全発注機関に対して徹底すること。
- 3 中東情勢を直接の原因とする経営悪化に対応するための運転資金融資については、事業者の責めによらない不測の事態に対するセーフティネットとして実質的に機能するよう、市場水準を明確に下回る低利に金利を設定した制度を整備し、事業者が実際に活用できるものとする。
- 4 エネルギー価格の高騰及び物価上昇による国民生活への打撃を最小化するため、電気・ガス料金の支援措置を状況に応じて継続するとともに、都市ガスの供給が及ばない地域のLPガス利用者も含め、あまねく恩恵が届くよう措置すること。また、医療・介護・食品など生活関連の幅広い産業分野においても燃料費・資材費高騰への支援を講じ、地域の社会基盤の維

持を図ること。

- 5 中東情勢を直接の原因として事業活動の縮小・休業を余儀なくされた事業者に対する雇用調整助成金の要件について、実情に即した柔軟な運用を行い、対象事業者への周知・相談支援を徹底すること。また、万が一離職を余儀なくされた労働者に対しては、雇用保険の給付その他の就労支援を迅速かつ適切に行い、必要に応じて制度の拡充を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣 } 様